

ミナミエリアにおける防犯カメラ設置に向けた
マーケット・サウンディング（市場調査）実施要領

令和8年7月1日
大阪市中央区役所

1 実施概要

(1) 名称

「ミナミエリアにおける防犯カメラ設置に向けたマーケット・サウンディング（市場調査）」

(2) 目的

本マーケット・サウンディング（市場調査）（以下「サウンディング」という。）は、大阪市中央区役所（以下「本市」という。）が屋外に設置する防犯カメラについて、不法投棄の抑止及び状況の記録・確認に基づく適切な対応、ならびに犯罪抑止に資する仕様・設置方法・運用方法等を把握するために実施する。

あわせて、概算費用や保守体制等を確認し、今後予定する調達に向けた要求水準及び条件の整理を行うことを目的とする。

2 スケジュール

| | |
|------------------|--------------------------|
| 実施方針の公表 | 令和8年7月1日（水） |
| 現地見学会・説明会の参加申込期限 | 令和8年7月15日（水） |
| 現地見学会・説明会 | 令和8年7月22日（水）または23日（木） |
| 事前質問期限 | 令和8年8月7日（金） |
| サウンディング参加申込期限 | 令和8年8月31日（月） |
| サウンディングの実施 | 令和8年9月8日（火）～16日（水） |
| 提案書の提出期限 | サウンディング実施日の前開庁日 17時30分まで |
| 実施結果概要の公表 | 令和8年10月末頃 |
| 調達手続（予定） | 令和8年12月上旬 |

3 サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象

サウンディングの対象事業者は、ミナミエリアにおける防犯カメラの設置について、適切な仕様、設置・運用方法及び条件整理に関する提案が可能であり、かつ実行の意向を有する法人または法人グループとする。

ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 参加申込書提出時点で、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けている者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始・再生手続開始の申立てがなされている者
- エ 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員、または同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者

(2) 提案に係る前提条件

- ア 防犯カメラは、「設置検討エリア」(別紙1)内に50台程度設置することを想定する。
- イ 不法投棄の抑止及び状況の記録・確認に基づく適切な対応、ならびに犯罪抑止を目的として設置する。
- ウ 基本的に録画のみ(常時監視は想定しない)とするが、必要に応じて撮影した画像を遠隔で確認できること。
- エ 遠隔確認は、原則として常時監視を目的としない。必要時(例:不法投棄等の事案発生時)に限り、本市が管理する閲覧専用の指定端末から録画画像を閲覧できることを想定する。
- オ 契約形態は、機器の導入、設置工事及び保守を含むリース契約(5か年の長期継続契約)を想定する。
本要領及び別紙の内容は検討段階のものであり、今後の調達内容を約束するものではない。
- カ 録画保存期間は、最低1か月以上を要件とする。保存期間を延長する提案を妨げないが、保存期間の違いによる費用影響が分かるよう、段階的な構成案及び費用差を示すこと。
- キ 録画映像の閲覧、検索、書き出し、提供等の操作に係る操作ログを取得し、事後的に操作の経緯を追跡・確認できるとともに、改ざん防止に配慮した形で保存できること。操作ログの保存期間は録画保存期間とは別建てとし、運用上適切な保存期間、保存方法及び費用影響を提案すること。

(3) 求める提案内容

(2)の前提条件をふまえ、以下の内容を盛り込んだ提案とすること。

- ア 適切なカメラ機器の仕様(固定/可動、夜間撮影、耐候・耐衝撃等)、録画方式(現地録画/クラウド等)、通信方式(有線/無線/LTE等)
提案にあたっては、解像度・フレームレート・夜間撮影性能・録画保存期間について、想定値(推奨/最低限)とその根拠、費用への影響を明記すること。
なお、録画保存期間は最低1か月以上を前提とし、保存期間を延長する場合は段階的な構成案及び費用影響を明記すること。
- イ 設置工事(配線、ポール/金具、土木・占用等の手続を含む可能性)
- ウ 保守体制(点検、清掃、故障検知、駆け付け、更新の目安等)
- エ 情報セキュリティ・個人情報保護対策(アクセス制御、本市が管理する閲覧専用の指定端末に限定するための技術的措置、認証、権限管理、ログ管理、暗号化、持出制限等)
- オ 機器導入に要する概算費用
- カ 候補地点別の設置工事に係る概算費用内訳及び費用変動要因(追加工事が必要となる条件等)

4 サウンディングの手続き

(1) 現地見学会・説明会の開催

本市で防犯カメラの設置を検討している場所について、サウンディングへの参加を希望する事業者向けに現地見学会・説明会を開催する。

参加希望者は、期日までに「現地見学会・説明会参加申請書」(別紙2)に必要事項を記入のうえ、電子メールにて申し込むこと。

ア 申込受付期間

令和8年7月1日(水)から令和8年7月15日(水)17時30分まで

イ 申込先

大阪市中央区役所魅力推進課(魅力推進)

メールアドレス：te0016@city.osaka.lg.jp

メールの件名は「MS 現地見学会・説明会参加申請書(法人名)」としてください。

ウ 開催日時

令和8年7月22日(水)または23日(木)のいずれか

集合場所及び日時は、参加申込後に調整のうえ別途通知する。

エ 実施場所

「設置検討エリア」(別紙1)を予定

オ その他

参加人数は1事業者あたり2名までとすること。

(2) 質問の受付

「質問票」(別紙3)に記入のうえ、電子メールにて提出すること。

ア 受付期間

令和8年7月1日(水)から令和8年8月7日(金)17時30分まで

イ 提出先

大阪市中央区役所魅力推進課(魅力推進)

メールアドレス：te0016@city.osaka.lg.jp

メールの件名は「MS 質問書(法人名)」としてください。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、本市ホームページにおいて随時公表する。

令和8年8月14日(金)に最終の更新を行うため、必ず確認すること。

(3) サウンディングの参加申込

「参加申請書」(別紙4)に必要事項を記入のうえ、電子メールにて提出すること。

ア 申込受付期間

令和8年7月24日(金)から令和8年8月31日(月)17時30分まで

イ 申込先

大阪市中央区役所魅力推進課(魅力推進)

メールアドレス：te0016@city.osaka.lg.jp

メールの件名は「MS 参加申請書（法人名）」としてください。

（４）サウンディングの実施

ア 実施期間

令和 8 年 9 月 8 日（火）から 9 月 16 日（水）まで

イ 実施場所

中央区役所（会議室）またはオンライン（Teams 等）

ウ 所要時間

60～90 分程度

エ 進行（目安）

（ア）本市より概要説明（10 分）

（イ）事業者より提案概要説明（20 分）

（ウ）質疑応答（30～50 分）

オ その他

サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に実施する。
実施日時等は参加申込後に調整のうえ別途通知する。

（５）提案書の提出

ア 提出期間

令和 8 年 7 月 24 日（金）からサウンディング実施日の前開庁日 17 時 30 分まで

イ 提出方法

電子メール

ウ 提出先

大阪市中央区役所魅力推進課（魅力推進）

メールアドレス：te0016@city.osaka.lg.jp

提案書の様式は自由とする。ただし、A 4 版で作成すること。

（６）サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、本市ホームページにおいて概要の公表を予定する。
参加事業者の名称は公表しない。公表にあたってはアイデア及びノウハウに配慮し、事前に参加事業者へ公表内容の確認を行う。

5 留意事項

（１）サウンディングは、参加事業者のアイデア及びノウハウ保護のため個別に非公開で行う。

（２）サウンディングへの参加に要する費用は参加事業者の負担とする。

（３）本サウンディング終了後も必要に応じて追加の対話（文書照会を含む）やアンケート等を

実施する場合がある。

- (4) 本サウンディングへの参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはならない。
- (5) 本サウンディング実施後に調査結果を精査した結果、事業者公募を行わない場合がある。
- (6) 本サウンディングでいただいた意見・提案内容は、今後事業者公募を実施する場合の条件検討の参考とするが、必ず反映されるものではない。

6 問合せ先

大阪府中央区役所魅力推進課（魅力推進）担当：井上・井宮

〒541 - 8518 大阪府中央区久太郎町1 - 2 - 27 大阪府中央区役所5階

電話：06-6267-9831 ファックス：06-6264-8283

メールアドレス：te0016@city.osaka.lg.jp